

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

“人・歴史・文化”の深みある観光交流地区「松島」を形成する観光計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

宮城県

3 地域再生計画の区域

宮城県宮城郡松島町の区域の一部（松島港、磯崎漁港^{いそざき}）

4 地域再生計画の目標

日本三景の「松島」は風光明媚さに加え、名所旧跡も多数存在していることから毎年多数の観光客が訪れ、湾内においては観光遊覧船による島巡り、釣りやヨットなどの海洋レジャーも盛んである。

しかし、平成20年の観光客数は年間350万人程度で、昭和62年のピーク時（546万人）と比較して3分の2までに減少しており宿泊観光客数も落ち込んでいる。

これは、近年の急速で不秩序な観光地形成に伴い、古い街並みに様々な仕様の建物が建ち並び、必ずしも“松島らしい”街並みではなく、心象的にも一体感の感じられる街並みではないことや案内機能の不足と不明確な回遊ルート、滞留スペースの不足等が観光地としての原因と考えられる。また、滞在時間が短く、単なる景勝地を楽しむだけですぐに他の観光地へ移動してしまうこと等が課題となっている。

このことから、観光の中心地区である松島海岸・磯崎地区において、バランスの取れた統一感のある街並みや修景等、質の高い景観形成を図り、町民の誇りとなる“松島らしい”まちなみの形成を図る。加えて、“松島”の豊かな自然を背景に培われてきた歴史や文化、産業などの地域の恵まれた資源を活かした滞在型観光地の整備を推進し、『日本三景“松島”の魅力をかまなく伝える』をテーマに地域再生を図ることとする。

具体的な施策としては、通過型から滞在型の観光地を目指し、様々な角度から観光客にゆっくりと松島の魅力を楽しんでもらうため、ツアー・イベント企画の情報発信や分かりやすい回遊・案内ルートの明確化などの案内機能の強化を図るとともに、海との玄関口である松島港の乗降施設のバリアフリー化を推進し、観光客の安全性、特に高齢者や身障者も安心、快適に利用できる観光機能を高めて集客力の向上に努める。また、観光と並んで主要な産業である漁業が日本三景松島の魅力づくりの一翼を担うように、約55の経営体が約680トンもの生産を行い、かき養殖業の拠点で定期的な観光イベントの「かき祭り」会場となっている磯崎漁港のかきの陸揚げ作業の効率化を図ることとする。

- (目標1) 松島港，磯崎漁港での観光客に対するアンケートで，観光に対する満足度を41.7%から50%にする。(満足度とは，街並み，歴史文化，地域文化について，「満足である」と答えた観光客の割合)
- (目標2) 松島港内の浮棧橋(6基)の前面水深確保による，旅客乗降施設のバリアフリー化を100%にする。
- (目標3) 磯崎漁港内の漁港物揚場(230m)前面水深確保による，漁業活動の効率化。(かき陸揚げ作業時間の短縮 30分→10分)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

目標を達成するため，以下に掲げる「関連事業」及び「支援事業」を実施していく。

松島町が実施する「関連事業」としては，様々な角度から“松島”を楽しんでもらえるよう，松島らしい景観形成を地区一体となって推進するとともに，来訪者に分かりやすい回遊・案内ルートの明確化を図る。また，地域文化であるイベントを通じて滞在型観光地づくりを推進する。このため，新たな観光拠点となる交流広場の整備を漁港環境整備事業として別途実施中であり，更なる交流促進が期待される。

「支援事業」として，松島港においては，干潮時に生じている観光船と浮棧橋との段差を解消するために，浮棧橋の底部及び周辺部を浚渫し，観光客の安全性や利便性を高める。磯崎漁港においては，陸揚げ時間の集中するかきの陸揚げ作業を効率化するために，堆積土砂により陸揚げできなくなっている物揚場の前面を浚渫し，多くの漁船が一度に利用できるようにする。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

○港整備交付金を活用する事業

[施設の種類の事業主体]

- ・ 港湾施設(松島港) 宮城県
- ・ 漁港施設(磯崎漁港) <第2種漁港> 宮城県

[整備量]

- ・ 港湾施設・・・泊地
- ・ 漁港施設・・・泊地

[事業期間]

- ・ 港湾施設 平成22年度～平成26年度
- ・ 漁港施設 平成23年度～平成26年度

[港整備交付金の総事業費]

総事業費 550,000千円

- ・港湾施設 300,000千円 (うち交付金 100,000千円)
- ・漁港施設 250,000千円 (うち交付金 125,000千円)

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、関連事業として「日本三景“松島”の魅力にくまなく伝える」ため、以下に事業を行う。

○“松島らしい”まちなみの形成

・松島らしい景観形成を地区一体となって推進するため、景観計画の策定を行い、行政、住民、事業者等が協働して景観形成を進める。

[事業制度] : 都市再生整備計画「地域創造支援事業」

[事業主体] : 松島町

[事業期間] : 平成21年度～平成22年度

・松島海岸駅、瑞巖寺を中心とした一体的な地区については、来訪者の玄関口であるため、町道内町線・内町支線の修景整備や海岸地区のウォーキングトレイル事業を実施する。

[事業制度] : 都市再生整備計画「高質空間形成施設事業」

[事業主体] : 松島町

[事業期間] : 平成21年度～平成25年度

○町民との関わりを強く意識し、心のつながりを築く交流地区の形成

・地域活動の活性化により、景観だけではなく松島の持つ歴史・文化の魅力の提供を行えるように、交流広場を整備する。

[事業制度] : 都市再生整備計画「地域生活基盤施設事業」

[事業主体] : 松島町

[事業期間] : 平成21年度～平成23年度

[事業制度] : 漁港環境整備事業

[事業主体] : 宮城県

[事業期間] : 平成14年度～平成23年度

・滞在型観光地づくりを推進するため、「松島ハーフマラソン大会、松島灯籠流し大会、日本三景松島園遊茶会、松島かき祭り、紅葉ライトアップ、日本三景の日記念事業、松島芭蕉祭ならびに全国俳句大会、月の秋in観瀾亭、四季彩食料理コンテスト、瑞巖寺灯道」などのイベント実施する。

[事業主体] : 民間企業

[開催頻度] : 毎年

6 計画期間

平成22年度～平成26年度（5ヶ年）

7 目標の達成状況に係る評価

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らし、県は調査・評価を実施し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、県、町、観光・漁協等関係機関等で構成する「地域再生計画評価協議会」を設立し、施設の整備状況等について評価・検討を行う。

8 その他地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し